

(新入学予定者：入学説明会)



就学援助費支給制度のお知らせ（新入学予定者学用品費）

就学援助制度とは、経済的な事情で学校の学用品費などの支払いにお困りのご家庭に、その費用の一部を援助する制度です。

●対象者

印西市に居住し、かつ住民票がある場合で、印西市立小中学校に在籍する児童生徒の保護者又は印西市立小学校に入学予定の幼児の保護者のうち、次のいずれかに該当する保護者です。

- ①生活保護法による保護を受けている保護者（要保護）
- ②生活保護法による保護の停止又は廃止を受けて3カ月に満たない保護者（準要保護）
- ③経済的理由により生活が困窮していて就学援助が必要と認められる保護者（準要保護）

●支給内容・支給額

- 要保護・準要保護児童共通支給：修学旅行費・医療費（対象疾病のみ）・日本スポーツ振興センター共済掛金
○準要保護児童：共通支給の他に下表の支給内容となります。

支給 費目	学用品・ 通学用品費	新入学児童 学用品費	校外活動費	修学旅行費	クラブ活動費	通学費
対象	全学年	第1学年	全学年	該当学年	全学年	全学年
支給 額	小学生 13,900円 (年額)	57,060円	交通費・宿泊 費・見学科等の 実費の全額	交通費・宿泊費・ 見学科等の実 費の全額	1,380円を上限に 実費の全額 (年額)	実費の全額 ※片道4km以上で公共 交通機関を利用した場 合

【新入学予定者認定】 準要保護児童を対象に入学に係る学用品の購入費の一部を支給します。

●申請書類

就学援助費支給申請書

●申請方法

申請書類を学務課に提出してください。

●申請期限

令和8年2月20日（金）まで

※上記期間中に申請をしなかった場合でも、入学後に就学援助の申請を行い4月1日付で就学援助の認定を受けた場合には同額の援助費が5月以降に支給されます。

●認定・支給決定

認定・否認定を決定し、認定となった保護者に通知します（所得額等の確認ができない場合は、決定が遅れることがあります）。

令和8年3月末までにご指定いただいた金融機関口座へ振り込みます。

認定の場合、入学前に保護者が準備した学用品・通学用品（ランドセル、かばん、上ばき、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘など）の購入費を支給しますので、レシートや領収証を提出できるように保管しておいてください。

（裏面もあります）

●認定基準

世帯員の合計需要額の1.3倍を基準額とし、世帯員の所得額等の合計が基準額を下回ることが、準要保護児童生徒の認定基準となります。

○「世帯員」とは

児童生徒と同居し、生計を共にしている者をいいます。

- ・住民票で世帯を別にしている場合、同じ家で生計を共にしている場合は、世帯員とみなします。
- ・単身赴任などで別居している場合、その方の収入で生活している場合は、世帯員とみなします。

○「合計需要額」とは

生活保護法の保護基準のうち生活扶助基準、住宅扶助基準、教育扶助基準及び学校給食費を基に算定した世帯員の需要額の合計をいいます。

- ・保護基準は、家族の人数や年齢により異なります。
- ・生活保護法の改正により、保護基準は変更することがあります。

○「所得額等の合計」とは

令和6年中の所得額の合計、養育費、失業給付、児童扶養手当、遺族年金、その他の諸収入の合計をいいます。

- ・給与以外の所得がある方は、あらかじめ確定申告を済ませておいてください。
- ・現在の収入が令和6年に比べて著しく減少しているなど所得額等に変化が生じている場合は、学務課にご相談ください。

●基準額の目安

＜ケース①＞ 父（40代）、母（30代）、小学生2人 ……………4人世帯
約280万円以下

＜ケース②＞ 母（40代）、小学生1人、中学生1人 ……………3人世帯
約240万円以下

＜ケース③＞ 母（30代）、小学生1人、中学生1人、祖父（60代）、祖母（60代）……………5人世帯
約330万円以下

※あくまでも目安です。世帯の状況（人数、年齢、持家・賃貸）により異なります。

※申請前に個々の世帯の基準額を仮算定することはできません。

問い合わせ

印西市教育委員会学務課学務係

TEL 0476-33-4704

別 記

第1号様式（第7条）

就学援助費支給申請書

年 月 日

（あて先）印西市教育委員会教育長

保護者氏名

下記のとおり就学援助費の支給を受けたいので、印西市就学援助費支給規則第7条第1項の規定により申請します。

記

学 校 名 (入学予定学校名)	学 校		学 年 ・ 学 級 (特別支援学級)	年 組 ()
児 童 生 徒 氏 名 (入学予定者氏名)			生 年 月 日	年 月 日
保 護 者 氏 名			生活保護受給の状況	☐ 受けている ☐ 受けていない
住 所 (電 話)	()			
世 帯 員 氏 名	児童生徒等との続柄	個 人 番 号	生 年 月 日 (年 齢)	所得額 (円) (児童生徒にあっては 小中学校名・学年)
			年 月 日 (才)	
			年 月 日 (才)	
			年 月 日 (才)	
			年 月 日 (才)	
			年 月 日 (才)	
			年 月 日 (才)	
世帯員：申請時に児童生徒等と同居している方及び別居であっても送金等の方法により生計を共にする方		人	所得額合計 A	円
住 居 の 状 況	世 帯 の 収 入 状 況			収 入 額 合 計 B
☐ 持家 ☐ 賃貸 (家賃：月額 円) ☐ その他	養 育 費 付		円	世帯員の所得額等 (A+B) 円
	失 業 給 付		円	
	児 童 扶 養 手 当		円	
	遺 族 年 金		円	
	そ の 他 の 諸 収 入		円	

※裏面も記入してください。

(裏)

【就学援助が必要な理由】

(具体的に記入してください。)

【学校長の所見欄】※入学予定者は除きます。

生活状況・学校納付金の納入状況等

年 月 日

学校名

校長名

印

児童生徒が年度途中で転入の場合は入学年月日

年 月 日入学

同 意 書

印西市教育委員会教育部学務課が、この申請に基づき、要保護児童生徒又は準要保護児童生徒若しくは準要保護入学予定者の認定に必要な世帯全員の生活保護実施関係情報、住民票関係情報及び地方税関係情報及び児童扶養手当の支給に関する情報を取得することに同意します。

保護者氏名

世帯員氏名

世帶員氏名

世帯員氏名

世帯員氏名

世帯員氏名

記入例

別 記

第1号様式（第7条）

この申請書は、入学前の申請用です。
入学後の申請は様式が異なります。

就学援助費支給申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 印西市教育委員会教育長

保護者氏名 印西 花子

下記のとおり就学援助費の支給を受けたいので、印西市就学援助費支給規則第7条第1項の規定により申請します。

記

学 校 名 (入学予定学校名)	印西小学校	学 年 ・ 学 級 (特別支援学級)	(年 組)	
児 童 生 徒 氏 名 (入学予定者氏名)	印西 一郎	生 年 月 日	〇〇年〇〇月〇〇日	
保 護 者 氏 名	印西 花子		☐ 受けている ☒ 受けていない	
住 居 (電 話 番 号)	(XXX-XXXX-XXXX)			
世 帯 員 氏 名	(年 齢)	所得額 (円) (児童生徒にあっては 小中学校名・学年)		
印西 花子	母	XXXX XXXX XXXX	〇〇年〇〇月〇〇日 (才)	300,000 円
印西 一郎	子	XXXX XXXX XXXX	〇〇年〇〇月〇〇日 (才)	印西小学校入学予定
印西 二郎	子	XXXX XXXX XXXX	〇〇年〇〇月〇〇日 (才)	
所得以外収入について、前々年1月～12月分の支給額を年額でご記入ください。 (例: 令和6年2月に申請する場合は、 令和4年1月～令和4年12月分となります。) 無い場合は、0円でご記入ください。				
世帯員数 (同時に児童生徒等と同居し 別居であっても送金等の 計を共にする方)		3 人	額 合 計 A	300,000 円
住 居 の 状 況	世 帯 の 収 入 状 況	収 入 額 合 計 B		
☐ 持家 ☒ 賃貸 (家賃: 月額 50,000 円) ☐ その他	養 育 費 給 付 失 業 給 付 児 童 扶 養 手 当 遺 族 年 金 そ の 他 の 諸 収 入	200,000 円 0 円 500,000 円 0 円 0 円	700,000 円 世帯員の所得額等 (A+B)	1,000,000 円

※裏面も記入してください。

(裏)

【就学援助が必要な理由】

(具体的に記入してください。)

具体的にご記入ください。

【学校長の所見欄】※入学予定者は除きます。

生活状況・学校納付金の納入状況等

記入不要

年 月 日

学校名

校長名



児童生徒が年度途中で転入の場合は入学年月日

年 月 日入学

同意書

印西市教育委員会教育部学務課が、この申請に基づき、要保護児童生徒又は準要保護児童生徒若しくは準要保護入学予定者の認定に必要な世帯全員の生活保護実施関係情報、住民票関係情報及び地方税関係情報及び児童扶養手当の支給に関する情報を取得することに同意します。

世帯員全員の記入が必要となります。

保護者氏名 印西 花子

世帯員氏名 印西 一郎

世帯員氏名 印西 二郎

世帯員氏名 _____

世帯員氏名 _____

世帯員氏名 _____

学校(園)で けがをした ときは…

独立行政法人日本スポーツ振興センター(JSC)では、学校(園)で起こったけがなどに対して医療費等の給付を行っています。この給付の経費を、国・学校(園)の設置者・保護者(同意確認後)の三者で負担しています。その仕組みを「災害共済給付制度」といいます。



先日体育の授業でけがをしたヒデオくん。病院での治療を受けたようです。



JSCの審査後

給付金が支払われます！

学校(園)で、けがなどをして病院にかかった場合は、学校(園)・設置者を通じて、JSCへ請求してください。



* 健康保険が適用される受診が対象です。

* 受診した月から2年間請求を行わなかった場合、給付が受けられなくなります。

お願い

『医療等の状況』などを医療機関などに証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師の皆様の特別の配慮によりご協力をいただいております。

なお、『医療等の状況』などを持参してもその場で書いいただけない場合もありますことを、ご了承ください。



学校(園)の管理下って？

1 授業中(保育中を含む)
例 各教科、遠足、修学旅行、大掃除など

2 学校の教育計画に基づく課外指導中
例 部活動、林間学校、臨海学校など

3 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中
例 始業前、業間休み、昼休み、放課後(下校・帰宅後に学校に遊びに来た場合は含みません。)

4 通常の経路及び方法による通学(園)中
例 登校(登園)中、下校(降園)中

5 その他
 寄宿舎にあるとき

こんなときに給付金をお支払いします

医療費	学校(園)の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上の負傷・疾病
障害	負傷や疾病が治った後に残った後遺症(その程度によって第1級から第14級まで区分)
死亡	学校(園)の管理下において発生した事件や疾病に直接起因する死亡、突然死

授業中にはさみで指を切る

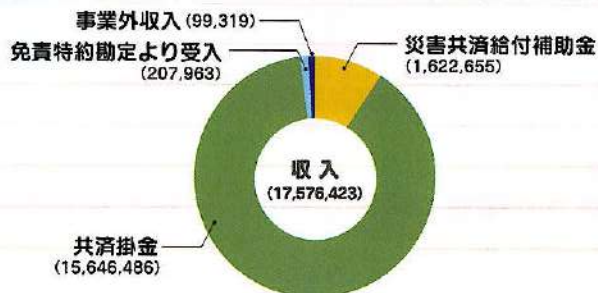
遠足で虫に刺される

休憩時間に鉄棒から落下

通学中に自転車で転倒

令和6年度の災害共済給付の収支状況

災害共済給付は、国の補助金と学校(園)の設置者及び保護者にお支払いいただいた掛金から給付を行っています。



(単位：千円)

※金額は、千円未満切捨てのため、合計金額は一致しません。
 ※収支の差額については、翌事業年度以降の災害共済給付業務に充てられます。

これは概要をお知らせするチラシです。詳しくは、「災害共済給付制度」のお知らせ、JSC ホームページをご覧ください。



「家庭教育学級」開催のご案内

家庭教育学級は、保護者のみなさんと、
共に学び合い、成長する場です。ご参加、お待ちしております。



【学習計画参考例】小学校

印西市教育委員会では、お子さんの健やかな成長を
願い、お子さんのご入学後、1年生の保護者の皆さんを
対象に「必修家庭教育学級」を各学校で開催しています。

これは同じ年齢の子を持つ保護者が集い、子育てに関わる
話題の他、様々な話題について講師の話を聞いたり、
体験活動をしたりしながら、共に学び、コミュニケーション
を広げる場です。学習計画は各学校の運営委員（保護者
役員）が教頭先生と相談しながら作成します。

※内容は、右の学習計画例を参考にしてください。

※ご不明な点がありましたら、入学先の教育委員会生涯学習
課へお尋ねください。

月	学 習 内 容
5	開講式 講話 「校長先生のハートにふれよう」
6	シアターフォーラム「子育て」
7	社会を明るくする運動・ 青少年健全育成大会
9	校外学習「給食センター見学」 （食事と栄養について）
10	救急法体験 「応急手当のしかたを学ぼう」
11	家庭教育講演会 「子どもの病気とその対応」
12	子どもの人権 「家庭における人権教育を考える」
1	閉講式・校長先生のお話等



【問い合わせ先】

印西市教育委員会教育部
生涯学習課推進係
TEL 0476-33-4713

◇今年度の講座の様子◇

シアターフォーラム



※DVD 視聴後、活発に意見交換が行われました。

そば打ち体験



※体験活動を共にすることは、貴重な時間でした。